

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年1月13日

案件名	小児医療費助成事業制度の拡充について							
所管	こども・若者未来	局区		部	子育て給付課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	小児等の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費を助成し、福祉の増進に寄与する。						
	効果測定指標	子どもを生み育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合				施策番号	1	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	事業効果 年度目標		68.0				70.0	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	小児医療費助成事業制度の拡充内容の検討
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議へ付議する。

事案概要

通院・入院でかかった保険診療による医療費について、医療証に記載の自己負担上限額を超えた医療費の自己負担分を助成【現在の助成制度】
 ○所得制限: 1歳以上あり(児童手当法基準)
 ○対象: 中学校3年生まで
 ○一部負担金: 小学生まで「なし」、中学生は「一部負担金500円/回」あり(市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」)

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整						
	予算査定						
	交付申請等						
	事業実施						
別添庁議資料を参照							

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(費)									
うち任意分									
特財		別添庁議資料を参照							
国、県支税金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施に係る人工	A	方針決定次第、改めて算定し、要求							
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿な生活を	4 質の高い教育を	5 ジェンダー平等を	6 きれいな水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいと経済成長を	9 産業とイノベーションに
	○			○					
	10 人や国ごとの格差をなくす	11 持続可能な都市とコミュニティを	12 つながりを持てる社会を	13 気候変動に	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを	16 平和と公正な社会を	17 パートナーシップで	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	未定	定例会議	報道への情報提供	記者会見
		パブリックコメント	あり		時期	未定	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
少子化対策検討会議()	(4/21)少子化対策のこれまでの検討状況と今後の進め方など (6/8)取組の方向性など (7/13)取組の方向性や政策的な取組の検討など (10/14)少子化対策事業パッケージ案の検討など
ワーキング	(4/24)今後の進め方について (5/17)評価ツールによる分析結果のまとめなど (6/2)取組の方向性の検討など (6/16)少子化対策に係る事業案の検討など (7/22)事業案の検討、政策的な取組の検討など (9/8)政策的な取組の検討、事業パッケージ案の検討など (10/4)事業パッケージ案の検討など
有識者との意見交換	(8/9)相模女子大学・客員教授との意見交換
市まち・ひと・しごと創生本部会議	(8/25)取組の方向性を承認 (11/1)少子化対策の取組について承認

備考	
	【構成員】政策課、観光・シティプロモーション課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、産業・雇用対策課、公園課、建築・住まい政策課、学務課、学校教育課、生涯学習課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>[事業開始時期について] (政策課長)システム改修にはどれくらいかかるのか。 (子育て給付課長)資料上では令和4年度末から改修等の打ち合わせを始めて令和6年10月施行と示している。 ○(政策課長)4月から準備してよいとなれば、令和6年4月から可能ということか。 (子育て給付課長)改正内容が決定されないとシステム改修の内容も決まらない。一部負担金を撤廃するの否かでシステム改修の内容も変わってくる。条例改正をした後でないといけない事項もある中でこのように示させていただいた。</p> <p>[事業費について] ○(政策課長)システム改修等の事業費はいつ分かるのか。 (子育て給付課長)今週末にシステム事業者との打合せを行う予定。 ○(政策課長)所得制限撤廃と合わせて、一部負担金を撤廃した場合の改修費の方が事業費としては高くなるのか。 (子育て給付課長)そのようになると思われる。</p> <p>[一部負担金の扱いについて] ○(財政課長)財政的には一部負担金は残して欲しい。1.5億の差があり、これがランニングになる。一般財源であろうし、政策課の推進プログラムの枠もあるので、そこが取られてしまうだろう。もともと500円の負担があるなら、所得制限撤廃だけでもよいのではないか。 (子育て給付課長)一部負担金を設定している自治体が、県内にほばない状況である。「子育てするなら相模原」とPRしている中、本市はどう考えるかということである。政策的に決定する必要があると思っている。今年度に入り東京都、川崎以外にも全国的にこの制度を拡大する動きが急になっている。しかも目立つ。そのあたりを総合的に考慮して判断する必要がある。東京都下の各市、多摩地区も着々と制度拡充している中、本市は乗り遅れている状況。 (経営監理課長)一部負担金を継続することにより職員の事務負担があるのか。 (子育て給付課長)ある。市民税非課税世帯からは一部負担金をいただいていないのでその分の管理は継続しなければならない。所得制限と一部負担がなくなればその分、事務負担は減る。</p> <p>[その他] (政策課長)事業費、スケジュールも含め、もう少々時間をかけて審議したいので、継続としたい。人件費面からのアプローチもあるとよい。様々な切り口で議論した方がよいだろう。戦略会議にも上がっていくと想定されるので、当初予算なのか、補正予算なのかという議論もあることから、もう少し議論してまいりたい。</p> <p>(結果)継続審議とする。</p>
<p>調整会議の 主な議論 (1/5)</p>	<p>[必要人工について] ○(人事・給与課長)制度拡充により人工はどのようになるのか。 (子育て給付課長)所得制限を撤廃し、一部負担金を撤廃した場合、令和8年度に現状より1人工減できると考えている。一部負担金を残す場合は令和8年度以降も現状と同じ定数が必要である。 (人事・給与課長)来年度4月1日からの増員については、この段階では難しいと考えている。 (子育て給付課長)拡大内容の方針が決まらなるとスケジュールもみえてこない。スケジュールがみえてくれば人工も決まってくるということで理解していただきたい。</p> <p>[一部負担金の扱いについて] ○(総務法制課長)一部負担金の撤廃は中間所得者にも恩恵があると思われ、所得制限の撤廃は高所得者への対応とを感じるが、これまでの検討で所得制限は残し、一部負担金のみなしとする案は検討されたか。 (子育て給付課長)本制度については市民の声が頻繁に寄せられているが、圧倒的に所得制限撤廃の声が大きい。また他市の制度拡充の状況や社会全体で子育てするという観点からも所得制限撤廃が制度拡大内容の一番手と考えており、一部負担金のみ撤廃というパターンは検討していない。 (政策課長)少子化対策検討会議においても、大学の研究結果で一部負担金は残した方がよいとの文献も出ていることなどを踏まえ、所得制限は撤廃、一部負担金は残しとした経過がある。 (子育て給付課長)一部負担金については撤廃すればコンビニ受診を誘導するという説もあるが、一方で撤廃されてもコンビニ受診を誘導しないというシンクタンクなどの説もあり、諸説紛々で一般的な結論は出せないと理解している。本市の財政状況を再度確認したいのだが、扶助費や単独事業として行っている扶助費の財政支出に占める割合は他市に比べても既に高い水準にあるということである。 (財政課長)そのとおりである。 ○(経営監理課長)県の拡充を踏まえれば、所得制限、一部負担金ともに撤廃することもできるのではないか。 (政策課長)そこは議論が必要であるが、後年度への負担も考えなければならない。少子化対策としては、この事業のみで解決できるとは考えていないため、他の施策に振り分けてパッケージで検討していく必要があると考えている。 (人事・給与課長)他市の状況を考えると、所得制限、一部負担金ともに撤廃が望ましいと考える。ただし、他の子育て施策に振り分けるのであれば、その考え方も理解できる。 ○(政策課長)これまでの議論を踏まえ、拡充内容は所得制限撤廃、一部負担金は残すこととし、今回提案のあった更新方法の変更を含めた内容に、資料を修正し、上部会議に付議したいがいかがか。 異論なし</p> <p>(結果)原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p>

小児医療費助成事業制度の拡充について

令和5年1月13日

こども・若者未来局 子育て給付課

1. 政令市の状況(令和4年10月1日現在)

	対象年齢					所得制限	
	通院			入院		あり	なし
	小6	中3	高3	中3	高3		
政令市数	4	9	7	12	8	7	13
割合	20%	45%	35%	60%	40%	35%	65%

(1) 対象年齢について

○通院

- 中学校3年生までは、4市(札幌、川崎、岡山、広島)を除く政令市で実施

川崎市は、令和5年度中に中学校3年生まで拡大予定

令和5年度からは、札幌・岡山・広島市を除く全政令市で中学校3年生まで実施

- 高校3年生までは、7市で実施(新潟、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、北九州)

○入院

- 中学校3年生までは、全政令市で助成
- 高校3年生までは、8市で実施(新潟、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、神戸、北九州)

(2) 所得制限がある政令市

○通院

札幌、仙台、横浜、川崎、相模原、大阪、広島の7市

令和5年度中に廃止予定： 仙台市、横浜市、川崎市

○入院

札幌、仙台、横浜、相模原、大阪、広島の6市

令和5年度中に廃止予定： 仙台市、横浜市

令和5年度に所得制限があるのは、札幌・相模原・大阪・広島市の4市のみ

(3) 一部負担金がある政令市

	一部負担金																		一部負担金																												
	通院																		入院																												
	未就学児						小学生						中学生						高校生						未就学児						小学生						中学生						高校生				
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18									
ある政令市数	7	10	10	13	13	14	14	16	16	16	17	17	17	14	14	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	3	3	3									
ない政令市数	13	10	10	7	7	6	6	4	4	4	3	3	3	6	6	6	1	1	1	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	5	5	5								

- 年齢による導入の有無、負担額の設定が自治体により全て異なる(1回あたり定額を負担、回数・金額に月額上限を設けて負担、医科・歯科で別額を負担など)

2. 神奈川県内の状況(令和5年1月10日現在)

	対象年齢					所得制限		一部負担金			
	通院			入院		あり	なし	通院		入院	
	小6	中3	高3	中3	高3			あり	なし	あり	なし
市町村数	1	30	2	30	3	12	21	4	29	0	33
割合	3%	91%	6%	91%	9%	36%	64%	12%	88%	0%	100%

(1) 対象年齢

○通院

- 中学校3年生までは、川崎市を除き全市町村で実施

川崎市は、令和5年度中に中学校3年生まで拡大予定

- 高校3年生までは、2町のみ実施(大井町、松田町)

○入院

- 中学校3年生までは、全市町村で実施
- 高校3年生までは、2町、1村のみ実施(大井町、松田町、清川村)

逗子・海老名・厚木市、開成町が、令和5年度に入・通院を高校3年生まで拡大予定

(2) 所得制限がある県内市町村

横浜、川崎(入院は所得制限なし)、相模原、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、大和、伊勢原、座間、開成町の11市、1町

町田市、八王子市は、所得制限「なし」。

○令和5年度中に廃止予定(7市、1町)

横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、逗子市、小田原市、秦野市、開成町

○令和5年度以降に廃止予定(2市)

座間市、茅ヶ崎市(令和3・4年度に時限的に撤廃済み。継続予定)

令和5年度に所得制限があるのは、相模原・伊勢原市の2市のみ

(3) 通院の一部負担金がある県内市町村(入院は全市町村一部負担金なし)

横浜、川崎、相模原、茅ヶ崎の4市のみ

町田市、八王子市は、小学生以上に「200円/回」の一部負担あり。

○令和5年度中に廃止予定

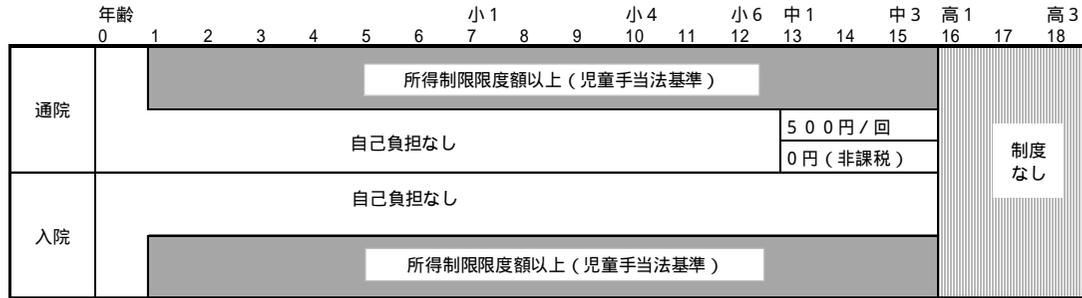
横浜市、茅ヶ崎市(令和3・4年度に時限的に撤廃済み。継続予定)

令和5年度に一部負担金があるのは、相模原・川崎市の2市のみ

参考:町田・八王子市は、現行制度に加え、令和5年4月から高校生まで対象拡大(高校生は所得制限あり、一部負担「200円/回」あり)

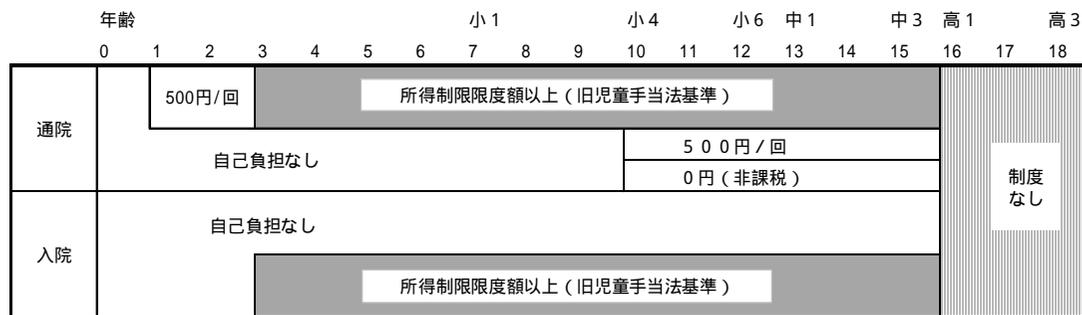
参考:相模原、横浜市・川崎市の助成図比較(令和4年度中)

○ 相模原市



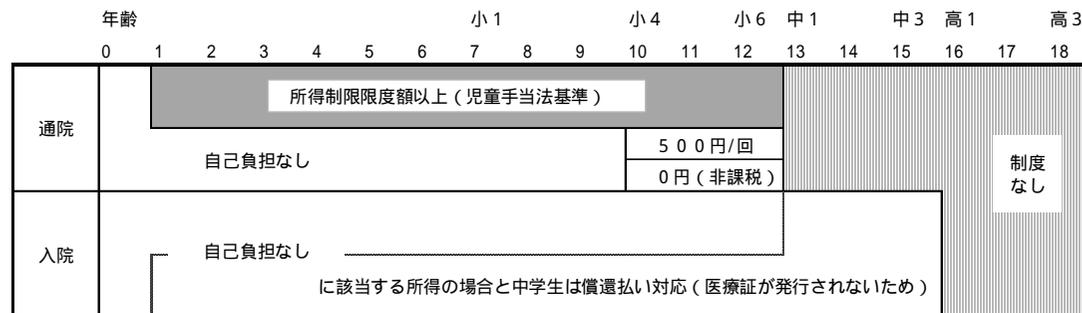
所得制限	1歳以上あり(児童手当法基準)
通院	中学校3年生まで ・小学生まで「自己負担なし」 ・中学生は「自己負担500円/回」あり(市民税非課税の場合は「0円」)
入院	中学校3年生まで。「自己負担なし」

○ 横浜市



所得制限	3歳以上あり(旧児童手当法基準) 令和5年度から全年齢の所得制限を廃止
通院	中学校3年生まで ・0歳~小学校3年生は「自己負担なし」(所得が旧児童手当法の所得制限限度額以上の1・2歳児は「500円/回」) ・小学校4年生~中学校3年生は「500円/回」(市民税非課税の場合は「0円」) 令和5年度から一部負担金廃止
入院	中学校3年生まで。「自己負担なし」

○ 川崎市



所得制限	通院のみ1歳以上あり(児童手当法基準) 入院は所得制限なし 令和5年度中に所得制限を撤廃
通院	小学校6年生まで ・0歳~小学校3年生は「自己負担なし」 ・小学校4年生~小学校6年生は「500円/回」(市民税非課税の場合は「0円」) 令和5年度中に中学生まで拡大
入院	中学校3年生まで。「自己負担なし」(一部、償還払い対応)

3. 制度の拡充案

所得制限を撤廃する

養育者の所得に関わらず、医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。

また、これから子供を産み、育てたいと考えている方々や新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直し、社会情勢の変化に対しても医療への安心感を提供することで少子化対策に資することができる。

● 一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、養育者に一定の負担を求める一部負担金は維持する。(中学生は通院1回500円までは自己負担)
- 低所得者への配慮として、市民税非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない。

4.影響額(扶助費)

【現行制度】 中学校3年生まで。所得制限あり(1歳以上)。一部負担金あり(中学生500円/回)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	あり	70,924人	-	2,210,233,248円	-

【中学校3年生まで】

○ 所得制限なし、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	あり	79,087人	8,163人	2,412,511,615円	202,278,367円

○ 所得制限なし、一部負担金なし(横浜市版)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	なし	79,087人	8,163人	2,566,905,448円	356,672,200円

【高校3年生まで】

→うち、12,982人(中学生)が500円/回 0円/回。影響がある対象は、計21,145人

○ 所得制限あり、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	あり	83,032人	12,108人	2,400,743,054円	190,509,806円

○ 所得制限なし、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	あり	95,737人	24,813人	2,673,821,759円	463,588,511円

○ 所得制限なし、一部負担金なし【東京都(23区版)】

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	なし	95,737人	24,813人	2,947,890,938円	737,657,690円

【参考】 中学校3年生まで ○ 所得制限あり、一部負担金なし

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	なし	70,924人	-	2,156,157,248円	54,076,000円

5.小児医療証の更新方法()と改正内容別の比較

所得制限を撤廃した場合、現在の月次更新から一斉更新への変更が必要

改正内容	発行方法	わかりやすさ	窓口サービス (子育て支援センターでの交付)	医療証発行の可否 に伴う所得の判定	一部負担金の判定	補助金(市費・県費) の判定(1)
一部負担金なし (一斉更新)	全ての小児に一斉に同じ有効期間の小児医療証を交付する	誰に対してもわかりやすい(市民・医療機関・職員)	【転入者】 ・すべての小児医療証を即日交付できる。	不要	不要	・補助金の判定(県費・市費)は現状のシステムで対応可能
一部負担金あり (一斉更新)	全ての小児に一斉に同じ有効期間の小児医療証を交付する	誰に対してもわかりやすい(市民・医療機関・職員)	【転入者】 ・小学生までの小児医療証は即日交付できる。 ・中学生の小児医療証は即日交付できない(2) 2:申請書が回送され、本課で発行するため時間を要する。	不要	・医療証に一部負担金のあり・なしを記載するための新たな基準日が必要 ・基準日は、市民税が確定する6月以降が望ましい。	・補助金の判定(県費・市費)は別途集計が必要。
一部負担金あり (月次更新)	拡大対象の小児のみに一斉に同じ有効開始日(有効期限の終了日は誕生月の月末)の小児医療証を交付する	市民に対してわかりにくい 問題点 ・兄弟で所得判定年度が異なるため一部負担金あり・なしが生じる ・兄弟で有効期限の異なる医療証が届く	【転入者】 ・小学生までの小児医療証は即日交付できる。 ・中学生の小児医療証は即日交付できない(2)。 2:申請書が回送され、本課で発行するため時間を要する。	不要	・現行どおり、一部負担金のあり・なしは、誕生月ごとに異なる課税所得年度で判定する。 ・同一家族の小児で一部負担金あり・なしの相違がでる可能性あり。	・補助金の判定(県費・市費)は現状のシステムで対応可能

1:県補助金算定時の所得対象年度の基準が変更される可能性あり

(1) 県補助金の対象について (令和5年度増加見込額 約1億4,000万円。見込額の変更の可能性あり)

- 1 所得制限 (旧児童手当特例給付基準) の範囲内
- 2 通院は小学校就学前まで (未就学児) 令和5年度から12歳まで拡大
- 3 入院は中学校卒業まで
- 4 4歳以上、通院は200円/回、入院は100円/日一部負担金ありとする (一部負担金相当分は助成対象外)

本市と異なり、県は一部負担金の有無を所得の多寡で決めておらず、県の所得範囲内の対象者は、4歳以上であればすべて一部負担金ありとしている。



1の所得制限をいつの所得で判定するか？

未就学児 (0 ~ 6歳) は **誕生月**

1 ~ 6月生まれ = 前々年の所得、7 ~ 12月生まれ = 前年の所得

就学児 (小学校1年生 ~ 中学校3年生) は **診療を受けた月**

1 ~ 6月に受診 = 前々年の所得、7 ~ 12月に受診 = 前年の所得

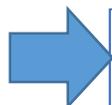
これらの判定方法に変更の可能性あり
(特定日を基準日とする可能性あり)

県補助拡大の要綱改正に併せ、県がアンケートを実施中。要綱は2月確定予定

【令和6年度とした場合】

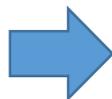
課税年度		令和5年度 (令和4年中所得)											
		令和6年度 (令和5年中所得)											
月		R 6.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R 7.1	2	3
所得判定年	令和6年度 未就学児 (誕生月)												
	就学児 (診療月)	誕生日に関わらず、受診した月で判定する所得の年度が変わる											
	例1: 5月診療												
	例2: 9月診療												

現在は月次更新。誕生月を基準に所得判定を行い、中学生は、その同じ所得年度で一部負担金の有無を判定している。



所得制限を廃止した場合

- ・誕生月ごとに異なる所得年度であえて判定する理由がない (補助金申請対象は、別途、集計すればよい。事務作業)。
- ・一部負担金が残るならば、一部負担金を判定する基準は必要 (条例記載が必須)。
- ・県要綱が、特定日を基準日とする判定に変更される可能性がある。



一斉更新 (年次更新) に変更したい (横浜市、川崎市は一斉更新。封入封緘等作業委託費が月次更新よりも安くなる)

(2) 更新方法(月次・年次)に関わらず新制度開始時に生じる課題

1. 従前から所得制限範囲内の人への対応

【検討課題】

施行日に関わらず、すでに交付されている医療証を使用する()又は、施行日に併せて新しい医療証を交付する()

(例)10月1日施行日の場合、8月誕生月の人

すでに交付されている9月1日～8月31日の医療証をそのまま使用する 10月1日～9月30日の新しい医療証を交付する

2. 条例改正前に、従前制度で所得制限超過で対象外だった人(すでに資格消滅又は却下通知済みの人)への対応

施行日に併せて新しい医療証を交付するため、条例改正後、新制度の施行までに勧奨通知と申請書を送付

【検討課題】

有効期限の末尾をいつにするか(誕生月の月末又は、特定の基準日)

一部負担金がある場合は、いつの誰の所得で一部負担金の有無を判定するか

一部負担金が残る場合、医療証発行前に従前制度と同様の確認作業が必要

3. 条例改正後、施行日までに誕生月を迎える人及び転入者で、従前制度で所得制限超過で対象外になる人(条例改正後に資格消滅又は却下通知が送付される人)への対応

施行日に併せて新しい医療証を交付するが、施行日までは一旦、消滅又は却下となるため、施行日までの資格停止を通知(従来の消滅・却下通知を送付した場合、再申請が必要となり、市民に混乱を生じさせることを避けるため)

【4月1日施行日を避けなければならない理由】

3月は、従来の月次更新を行いつつ、小学校6年生から中学校1年生となる小児に対し、一部負担金の記載された医療証を交付するため、通常の誕生月更新の医療証発行に加え、発行回数が1回増える月である。

また、転入・転出者が多く、システムの年度切替など通常業務の整理にも時間や注意を要する月であり、年度の変わり目に新制度を導入することは、窓口や実務により多くの混乱を生じさせ、市民生活に影響を生じさせる可能性が高く、避けなければならない。

【10月1日に新制度を施行したい主な理由】

所得制限を撤廃したにもかかわらず、一部負担金の扱いが同家族の兄弟姉妹間で生じるのは納得を得られない。したがって、一部負担金免除の基準となる市民税非課税か否かを判定する時期は、小児の誕生日を基準として判定していた月次処理から特定日を基準とする年次処理へ変更する必要がある。

市民税は6月中にほぼ確定されるため、6月下旬に拡大対象者への勧奨通知と申請書を発送し、7月から8月に返送された申請書の受理と審査、オンライン判定の検証、9月に新しい医療証の発行・送付を行い、10月1日からの施行としたい。

(3) 具体的な作業内容

意思表示前に必要な事項(三師会、病院協会等の調整)

- 庁議による意思決定(改正内容、開始時期)
- 三師会(医師会、薬剤師会、歯科医師会)、病院協会への説明と調整、周知
平成30年10月改正時は医療審議会諮問前に18回調整

条例改正前に必要な事項(条例・規則改正、審査支払機関、パブコム、システム改修等の調整)

- パブリックコメント
- 地域保健医療審議会へ諮問・答申
- 民生部会
- 条例改正、規則改正
- 福祉システム改修の調整(仕様、予算確保)
 - ・ 一部負担金及び費用区分判定計算の仕様、公費負担者番号の修正などオンライン資格管理画面の修正
 - ・ 未申告時の費用区分判定、条例改正後の所得超過者の資格喪失履歴の変更、消滅通知書のレイアウト変更などバッチ処理資格更新の仕様変更など
- 審査機関(国保連と支払基金)へ制度説明、システム変更、費用負担、県内医療機関への周知方法等確認
- 対象者増加による償還申請増への対応準備(委託料、PC台数、マニュアルの見直し、作業部屋の確保等)

改正内容により変わる

【平成30年10月中学生拡大時のスケジュール】

- ・ 加山市長の公式HPにおいて拡大公表(H28.5)
- ・ 平成30年4月拡大について市長説明(H28.10.5)
- ・ 関係課長会議(H28.10.28)からはじめ、政策会議(H29.3.27)にて平成30年10月実施に決定

- 平成29年8月市地域保健医療審議会に諮問
- 平成29年10月地域保健医療審議会
- 平成29年12月議会民生部会
- 平成30年3月議会条例改正

平成30年改正時 調整経過		
医師会	会長他(計9回)	H29.4.12～5.29
	理事会	H29.6.1
歯科医師会	新旧会長	H29.6.7
	理事会	H29.7.21
薬剤師会	会長	H29.6.21
	理事会	H29.6.21
病院協会	会長	H29.6.13
	理事会	H29.6.28
	事務長部会	H29.6.14
医療審議会	会長	H29.6.9

施行日を条例改正後、半年とする理由(システム修正 対象者へ申請書発送 申請書の返却 審査 医療証発送)

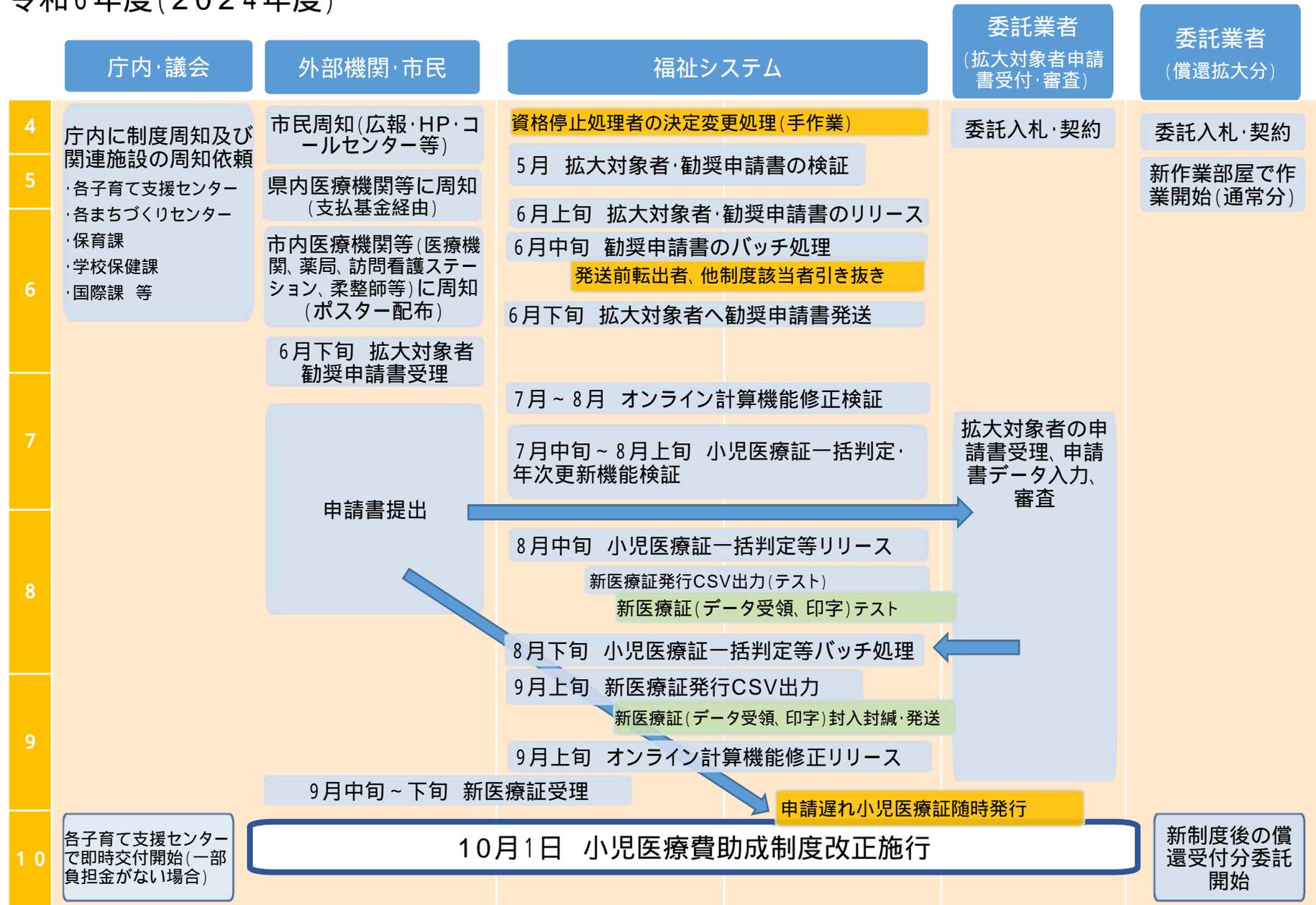
- 福祉システム改修の調整(仕様、予算確保)
 - ・ 拡大対象者の抽出及び申請書の印字、医療証印刷用CSV出力対応など勸奨機能の仕様変更
 - ・ 県補助金対応用統計バッチ処理、医療証の仕様変更、償還誤払い対応などオンライン給付画面の修正
- 拡大対象者(所得超過者)の申請書と勸奨通知の封入封緘委託
- 拡大対象者(所得超過者)の申請書の受付入力・審査委託(返送郵送物の受付、システム入力)
- 医療証の印字及び封入封緘発送委託
- 市内医療機関と柔整師会等へ周知文封入封緘委託(個別通知とポスター)
- 制度改正後の償還払い事務、過誤調整事務における資格確認、審査基準の整理とマニュアル作成
- 庁内関係部署(保育課、学校給食課、学校保健課、各子育て支援センター、各区民課、各まちづくりセンター、国際課)との調整

6.スケジュール(案)

令和5年度(2023年度)

	庁内・議会	外部機関・市民	福祉システム	委託業者 (拡大対象者申請書 受付・審査)	委託業者 (償還拡大分)
	三師会・病院協会等と調整				
	医療審議会諮問			・委託業者部屋確保 ・返送申請書等入力用基幹系PC確保	・委託業者部屋確保 (増加分) ・償還用(増加分)基幹系PC確保
	医療審議会				
		審査機関(国保連・基金)と調整			
9	民生部会	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生(未申告)一部負担金判定機能追加 ・一部負担金判定基準日機能追加 ・県補助金費用区分の管理項目追加 ・県補助金用統計バッチ処理の仕様変更 ・資格更新の仕様変更(一括出力更新判定修正) ・公費負担者番号・小児医療証仕様変更 ・オンライン資格管理画面修正 ・外字出力文字数変更 ・口座情報表示画面変更 ・保険情報エラー表記変更 等 		
10				・委託マニュアル作成	・制度改正後の契約方法調整(高齢・障害者支援課)
11				・仕様書、契約書(案)作成	・制度改正後の償還マニュアル作成
12		・審査機関と県内医療機関への周知方法調整			・仕様書、契約書(案)作成
1		・医療機関発送物に周知文同封	更新医療証のCSV出力修正・出力開始		
2		・HP掲載など	更新医療証(データ渡し、印字)封入封緘開始		
3	条例・規則改正	三師会理事会で周知	条例改後の消滅通知文の文面修正及び消滅・却下を停止機能へ修正	入札準備	入札準備
			所得超過者の抽出、申請証(勸奨通知)印字テスト及び検証		

令和6年度(2024年度)



子育て給付課職員対応

別契約の委託業者

第10回 決定会議 議事録

令和5年1月13日

小児医療費助成制度事業の拡充について

【子育て給付課】

(1) 主な意見等

○(総務局長)高所得者が恩恵を受けるよりかは、低所得者が安心して子育てできるようにすべきではないか。

(子育て給付課長)所得制限は、親の収入の多い方で判断するため、例えば、対象所得基準が500万円だった場合に、世帯主のみが働いていて所得が600万円の世帯と、共働きで夫婦ともに400万円の所得で合計所得が800万円の世帯を比較したときに、後者の世帯が医療費助成の対象となり、子育て世帯間に不公平感があることなどから、市民の声としては所得制限の撤廃を望む声がほとんどである。

(こども・若者未来局長)社会全体で子育てをしていくという考え方であり、まずは、意見の多い所得制限の撤廃から始めたい。

(総務局長)世帯主が主に稼いでいた時代を前提とした制度であるため、制度自体が今の時代に合致していないのではないかと感じる。

(総合政策・少子化対策担当部長)少子化対策はほかにも様々なメニューがあり、今回の制度がすべてではないため、所得制限の撤廃及び一部負担金ありの原案に賛同する。

(財政担当部長)一部負担金の500円を減額する議論はあったのか。

(こども・若者未来局長)医療機関の事務の負担を考慮し、500円が妥当と考える。

(財政担当部長)一部負担金の額を下げしてほしいという意見はあるのか。

(こども・若者未来局長)ほとんどなく、取るか取らないかのどちらか。一部負担金を下げる場合は、負担をなくしてほしいという意見が出る可能性がある。

(市長公室理事)所得制限を撤廃するときの財源はどう生み出すのか。そのことについてはいままで議論されているのか。

(子育て給付課長)県の補助金が1億4,000万円ほど増加する見込みであるため、それで一部を補う。

(政策課長)財源については、少子化対策検討会議において議論をしており、総合計画推進プログラムの経費の中で調整することとしている。

(市長公室理事)行財政構造改革に取り組んでいる以上は、財源の捻出についての検討が必要である。社会保障費全体の見直しについての議論も行いながら、事業の検討を行っていただきたい。

(市長公室長)小児医療費の「小児」は、どの年齢までの範囲を指すのか。

(子育て給付課長)年齢の定義はないため、自治体によって捉え方は様々だと考える。

(市長公室長)小児医療費助成の対象を高校生まで拡充するといった検討はあったのか。

(子育て給付課長)中学を卒業したら働く子もいるため、義務教育である中学生までと考えている。

(2) 結果

原案のとおり上部会議へ付議する。